

オートシップにより令和3年9月13日に自動振替がされた会員様について

令和3年11月2日  
破産者株式会社クレジエンテ  
破産管財人 弁護士 岡田 隆

1, はじめに

破産者に対し「オートシップ」を申し込み、化粧品「ピエレジーナローション及びクリーム各1点」を定期購入されていた会員様のうち、令和3年9月13日にその各銀行口座からオートシップ代金1万1000円（税込）が自動振替された会員様について、以下のとおりお取り扱い申し上げます。

2, オートシップの契約内容

契約概要書では、「オートシップ」契約は、契約締結日は前月20日とされ、翌月13日に決済代行業者様を通じて商品代金が自動振替される売買契約です。

今般、破産者は、令和3年9月7日午後5時に破産手続開始決定を受けましたが、破産よりも前に自動振替の手続を終えており、同月13日に648名の会員様の銀行口座から自動振替がされました。

3, 破産管財人の履行の選択

このままでは会員様に対し「オートシップ」商品が届かず、自動振替により商品代金だけが支払われたことになり、会員様に損害が生じることになりかねません。

そこで、破産管財人としては、上記「オートシップ」売買契約について、令和3年10月20日に裁判所の許可を得て、双方未履行の双務契約の履行を選択し、その後、会員様に対し、同年11月1日以降、破産者の債務であるオートシップ商品の発送を順次行いました。

4, 商品のお届け

そのため、上記会員様に対し、令和3年11月上旬ころ、令和3年9月13日に自動振替された「オートシップ」の化粧品「ピエレジーナローション及びクリーム各1点」をお届けしますので、ご受領をお願い申し上げます。

5, 破産債権届について

そして上記商品のお届けにより売買契約が履行されたこととなりますの

で、自動振替された「オートシップ」の商品代金1万1000円（税込）は、破産者に対する破産債権とはなりません。

そのため、既に「オートシップ」商品代金1万1000円（税込）につき「破産債権届出書」を提出された会員様は、今後の債権認否のときに、破産管財人においてその債権を否認することになります。

ただし、現時点では、特に会員様において行って頂くべきお手続きはございません（将来、破産債権届出書の取下げ等にご協力を頂くこともあります。そのときは個別にご連絡を申し上げます。）。

#### 6、対象となる会員様

上記のお取り扱いは、令和3年9月13日に「オートシップ」の商品代金1万1000円（税込）が自動振替された会員様に限られます。

破産よりも前に、商品代金が自動振替されていた会員様や、クレジットカード決済をされていた会員様については、異なるお取り扱いとなります。

(以上)